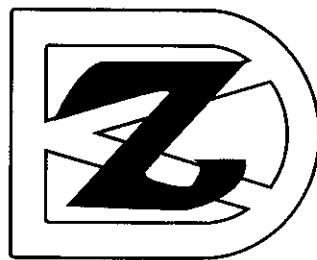


会 則



一般社団法人 全国ダクト工業団体連合会

一般社団法人
全国ダクト工業団体連合会

会 則

第一 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人全国ダクト工業団体連合会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は事務所を東京都に置く。

(構 成)

第3条 本会は都道府県の各地ダクト工業団体を会員として構成され、会員の連帯強化と事業の発展のため、自主的に活動する連合体である。

(目 的)

第4条 本会は空調設備関連業界との協調を図りつつ、広く知識を求め、技術の進歩改良を促進し、会員相互の地位の向上と共存共栄の実を挙げることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前述の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) ダクト工事業の業種認定
- (2) ダクト工事業に関する調査及び研究
- (3) 経営の合理化を図るための施策
- (4) 加入団体相互間の親睦を図るための施策
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第二 章 会 員

(会員の資格)

第6条 本会の会員たる資格はダクトの製造または取付工事を行なう事業者の団体とする。

(加 入)

第7条 前条の会員たる資格を有する団体は、本会の承諾を得て加入することができる。

- (1) 本会は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決定する。

(入会金および会費)

第8条 前条第1項の承諾を得た会員は、入会金および会費を納付せねばならない。

- (1) 会費の額は総会において定める。入会金の額は理事会において定める。

(資格の喪失)

第9条 会員は次の項に該当するときはその資格を失う。

- (1) 脱会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本会が解散したとき

(4) 会員団体が解散したとき

(除名)

第10条 会員が次の項に該当するときは、総会の議決により除名することができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、または信用を失うような行為があったとき
- (2) 本会の会則または総会の決議に違反する行為があったとき
- (3) 本会の事業を妨げ、または妨げる行為があったとき

(権利の喪失)

第11条 資格を喪失した会員は、会員として一切の権利を失い、すでに納付した入会金、会費その他本会の資産に対して何らの請求をすることができない。

第三章 役員等

(役員の定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 35名以内
- (2) 監事 2名以内

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- (2) 補欠のため選挙された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 任期の満了または辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員の職務を行なう。

(役員の選任)

第14条 理事は各団体の代表者および指名推選の者をあてる。

- (2) 理事の指名推選は、会長・副会長が若干名の被指名人を決定し、理事会にはかり承認を得るものとする。
- (3) 監事の選任は、指名推選の方法によって行なう。
- (4) 監事の指名推選は、会長・副会長が被指名人を決定し、理事会にはかり承認を得るものとする。

(役員の職務等)

第15条 理事のうち会長1名、副会長5名以内とし、理事会において互選する。

- (2) 会長は本会を代表し、業務を執行する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときは予め理事会において定められたところに従い、その職務を代理し又は代行する。
- (4) 監事は民法第59条に規定する職務を行ない、かつ理事会に出席して意見を述べができる。

(顧問、相談役)

第16条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

- (2) 顧問、相談役は理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第四章 会議

(会議の種類および招集)

第17条 会議は総会、理事会、三役委員長会とする。

- (1) 会議は会長が招集する。
- (2) 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- (3) 理事会および三役委員長会の議長は会長がこれにあたる。

(総会)

第18条 総会は通常総会および臨時総会とする。

- (1) 通常総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集するものとする。
- (2) 臨時総会は会長が必要と認めたとき招集する。
- (3) 総会は会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第19条 総会はこの会則に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 事業の基本的計画およびその収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) その他の重要事項

(総会の定足数等)

第20条 総会は会員の過半数をもって、議決することができる。

- (2) 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事會)

第21条 理事會は全理事をもって構成し、6ヵ月に1回以上会長が招集する。

- (2) 理事會はこの会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - ① 総会に提出する議案
 - ② 総会により委任された事項
 - ③ 総会を開くいとまのない場合における緊急事項
 - ④ その他の重要事項

(三役委員長会)

第22条 三役委員長会は、会長、副会長および委員長をもって構成し、3ヵ月に1回以上会長が招集する。

- (2) 三役委員長会はこの会則に定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - ① 会務の執行に関する事項
 - ② 理事會に提出する議案
 - ③ 総会又は理事会により特に委任された事項
 - ④ 理事會を開くいとまがない場合における緊急事項

(委員會)

第23条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として必要と認めた場合は、常設または臨時の委員会を置くことができる。

第五章 事務局および職員

第24条 本会に必要な場合は、事務局を置くことができる。

(2) 事務局に関する規定は理事会の承認を得て会長が別に定める。

(職 員)

第25条 前条事務局の職員の選任および解任は、理事会において決する。

第六章 資産および会計

(事業年度)

第26条 本会の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、会費、入会金、寄付金その他の収入からなるものとする。

(資産の管理)

第28条 前条の資産の管理は、会長がその責任を持ち、管理の方法は理事会の議決を得て別に定める。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(2) 每事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

第七章 会則の変更および解散

(会則変更)

第30条 この会則は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第31条 本会は総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得なければ解散することはできない。

(2) 解散に伴う残余財産の処分についても前項による。

昭和50年11月	制 定
昭和51年7月	一部改訂
昭和53年7月	一部改訂
昭和55年7月	一部改訂
昭和58年7月	一部改訂
昭和59年7月	一部改訂
平成2年7月	一部改訂
平成29年7月	一部改訂

顕彰規程

第1条 一般社団法人全国ダクト工業団体連合会の顕彰は、本規定の定めるところによる。

第2条 顕彰の決定は、顕彰委員会の議決を経て理事会に於いて決定する。

第3条 顕彰委員会の選任は、その都度理事会の議決を経て会長がこれを行なう。

第4条 顕彰区分は、次の3種類とする。

- ① 顕彰状
- ② 感謝状
- ③ 表彰状

第5条 顕彰は原則として、毎年度通常総会に於いて行なうものとする。

第6条 顕彰状は、次に掲げる事項の該当者にこれを贈呈する。

- ① 叙勲を授賜された者
- ② 国家褒賞を授賜された者
- ③ 各省庁大臣より表彰された者
- ④ その他理事会に於いて、前各号に準ずるものと認めた者

第7条 感謝状は、次に掲げる事項の該当者にこれを贈呈する。

- ① 本会の会員として、特に本会の運営に協力し、業界の振興発展に寄与し他の模範とされる者
- ② 本会の所属団体より推選された団体役員にして、特に功績が顕著であると認められる者
- ③ 本会の特別会員として、業界の向上発展に寄与し、特にその功績が顕著であると認められた者
- ④ 本会に特に功労ありと認められ、理事会より推選された者

第8条 表彰状は、次に掲げる事項の該当者にこれを贈呈する。

- ① 本会の専従職員として5年以上その職責に専念し、本会又は業界の向上発展に寄与した者
 - ② 本会所属団体会員の従業員であって、同一事業所に15年以上勤続し、会員が推選（要望）した者
- (但し、表彰実施条件については、当該団体と協議の上決定する。)

- ③ 本会所属団体会員の下請業者であつて、同一事業所に15年以上従事し、会員が要望した者
(但し、表彰実施条件については、当該団体と協議の上決定する。)

第9条 頸彰状、感謝状、表彰状は記念品を添えることができる。

記念品の選択及び金額については理事会に於いて決定する。

第10条 本規定は、平成29年7月1日より施行する。

[昭和53年7月 制定]
[平成2年7月 一部改訂]
[平成29年7月 一部改訂]

慶弔見舞規程

第1条 一般社団法人全国ダクト工業団体連合会の慶弔見舞は、本規程の定めるところによる。

1. 死亡

役員（会長・副会長・理事・監事）

香典金 20,000円

花輪
生花 } の内何れか一つ
しきび

所属員（会員）

花輪
生花 } の内何れか一つ
しきび

2. 傷病

役員 見舞金 20,000円

（入院期間 10日以上）

3. 祝事

国家褒賞・叙勲受賜者（頸彰規程に準ずる）

※ 1. 上記については、各所属員单位でこれにあたり、報告書を事務局宛てに送るものとする。

2. 上記に含まれないものがある場合は、会長・副会長及び理事会に於いて相談して決める。

3. 上記に対する返礼は、これを受けないこととする。

第2条 本規程は、平成29年7月1日より施行する。

[平成3年10月1日 制定]
[平成29年7月 一部改訂]

委員会内規

会則第23条に定める常設の委員会は、次のように設置し運営する。

1条 委員会は理事会の諮問機関であるから、原則として主管事項について答申又は意見を具申するものとする。

2条 委員会の名称と主管事項は次のとおりとする。

総務委員会

- イ) 総会に関する開催地区の選定に関する事項
- ロ) 渉外に関する事項
- ハ) 機関誌の発行に関する事項
- ニ) 会則・規定に関する事項

労務・安全衛生・技能委員会

- イ) 職業訓練に関する事項
- ロ) 中央職業能力開発協会に関する事項
- ハ) 災害・事故防止に関する事項

企画・経営・未来委員会

- イ) 組織の運営改善に関する事項
- ロ) 業種認定運動に関する事項
- ハ) 展示会設営に関する事項

技術積算仕様委員会

- イ) 標準仕様書に関する事項
- ロ) 資材の適正価格と安定供給に関する事項
- ハ) 積算資料に関する事項
- ニ) テキスト整備に関する事項

特別委員会

他委員会に属しない一切の事項

3条 委員会は5人以上の委員をもって組織する。

2. 委員長は理事会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 委員は理事会の承認を経て会長が委嘱する。
4. 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とするが再任を妨げない。

4条 委員会は委員長が必要の都度招集する。

[第8回理事会（昭和53-10）一部改訂
第15回理事会（昭和56-3）一部改訂
第50回理事会（平成2-6）一部改訂
第132回（平成29-7）一部改訂]

寄稿者謝礼内規

一般社団法人全国ダクト工業団体連合会の会誌等の作成に当たり、寄稿者への謝礼として次の様に設置し運営する。

A号謝礼 15,000円

- (イ) 学者、設計事務所、建設、設備会社、諸団体役員等
- (ロ) その他当会で依頼した寄稿者

B号謝礼 5,000円

- (イ) 特別会員
- (ロ) 表紙写真提供者

注1……特に署名なる寄稿者については、委員会にて別途協議する。

注2……謝礼はギフト券または図書券をもってこれに替える。

注3……この内規は平成29年7月1日より施行する。